告 示

埼 玉 県告示第七百六十五号

定 に 大規模小売店舗立地法 おり よる意見の 縦覧に 供する。 概要につ 1 (平成 て、 同 +条第三項 年法律第 \mathcal{O} 九 規 +定 によ 号) 第 ŋ 公 八 条第一 告 Ļ 項及 及 び 当 び 第二 該 意見 項 を \mathcal{O} 規 次

令和 兀 年七 月二十 六 日

 \mathcal{O}

埼 玉 知 大 野 元 裕

意見 \mathcal{O} 概 要

イ 大規 模 小 売店舗 \mathcal{O} 名 称 及 び 所在 地

和光 工 1 ピ ル

埼 玉 県 和 光市 本 町 六番 五.

口 規 模 小 売店 舗 1 地法 第 八 条第 項 0 規定に による市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O}

(1)まちづ ŋ \sim \mathcal{O} 協力に 関 すること

和光市 産業振 與条例 に 基づき、 市 内]事業者 \mathcal{O} 役 割 とし て 次 \mathcal{O} 事 項 に 0 11

7 極 的 な参加 に 努めること。

ア 条 例 の基本 理念をご理解いただき、事業活 動を通じ て地 域経済 \mathcal{O} 活 性 化

及 地域社会 0 発展 \mathcal{O} 貢 献 に努める

1 域社会を構 成す る 一員として、 和光市 が 行 う 「企業市 民 活 動 に 積 極

的 参画 すること。

ウ 和 光市商工 会 \sim \mathcal{O} 加 入をご検討 11 ただくととも に、 商 工会が 行う 事 業

に 対 て積極 的 に参 加 すること。

(2)農産 物 関す る

農業 商業振 傾風及び 地 産 地 消 \mathcal{O} 推 進等 \mathcal{O} た め 和 光 市 内 で 生産 さ れ 産

物 を商 として取り 扱うこと、 商品 \mathcal{O} 材 料 と L て 使 用 す ること 及 び 市 内 産 産

物 \mathcal{O} Р R に努めること。

(3)騒音に 関 すること

T 業活動に 伴 い発生する 騒 音 振 動 等 ょ る 周 辺 地 域 \mathcal{O} 生 活 環 境 \sim \mathcal{O}

小 限 に 抑 えること。

1 騒音 規 制 法 振動規制 法 に基 づ 特定施設(室外機や送風 機 など) に 該 当

す か 確 認 該当する 場 合 に は 届 出 を行うこと。

ウ 駐 車 \mathcal{O} 出 入庫及び 資 材 0 搬 入等 で駐停車 す る場合は は 車 両 \mathcal{O} 工 ン ジ

ン を \Diamond るほ カュ 話 L 声 ラ ジ 才 \mathcal{O} 音な ど が 近 隣 \mathcal{O} 住 民 等 \mathcal{O} 迷 惑に な ら な

う 慮す る

工 周 辺 民 等 \sim \mathcal{O} 情報提供 や意思の 疎 通 12 、努め、 苦情が あ 0 た場合 に は 誠

意を持って速やかな対応をすること。

4 光害に関すること

向 強さ等 照 明 に配 等 \mathcal{O} 慮 置に すること。 0 V て、 光害を生じることが な 11 ょ 5 照 明 \mathcal{O} 配 置 P 方

- ⑤ 廃棄物に関すること
- ア 以 下 \mathcal{O} 方法で 廃棄 物 \mathcal{O} 減 量 及 び 発 生 抑 制 に 努 \otimes る
- \mathcal{O} 製造 修 理体 制 加 工 \mathcal{O} 確保 販売などに などに 必 要な 際 措 て、 置 長期 を 講ずるこ 間 使 用 可能 な製 品 \mathcal{O} 開 発、 製
- 資源ごみ \mathcal{O} 再生利用を促進するために必要な措置 を 講 ず 、ること。
- 再 可 \mathcal{O} 生利用 製造 能 抑 なも 制 に 加 を促進すること。 \mathcal{O} 配 を使用 工 慮 • た適 販売などに際 (使 正な 用後 包装 \mathcal{O} \mathcal{O} 包装、 て、 推 進 過剰 容器等の を 义 ること。 な 包装を自粛 口 収 また を行うこと等によ 包 装 廃棄物 は、 再 生 \mathcal{O} り、 利 用
- る う 場合 努めるとともに、 商 \mathcal{O} は 販 口 売にあたって、 収 すること。 購入者 1が不用 消費者 が簡 とし た包装、 易 な 包 装、 容器等を返却しようとす 容器等 を選択で きる ょ
- イ 画 業系一 に 従うこと。 般 廃棄物を自ら運搬 又は 処分するときは 般廃 棄物 処 理
- (6) 交通(通学)に関すること
- T を確 業者と調 保 業準備期 すること 整 \mathcal{O} 上 間 中 におけ 交通誘 導 る 工事車 員 \mathcal{O} 配 置 両 等 12 に 0 ょ V 0 て、 て 営業時 保 育 袁 児 と 同 様各 児 童 テ \mathcal{O} 交通 ナ ン 安全 1
- 1 よう 対策 階店 を行 舗 出 うこと。 入 П \mathcal{O} 前 面 ス \sim ス 12 自 転 車 及 び 自 動 輪 車 を 駐 車 さ れ な い
- ウ \mathcal{O} 当該 輪 地 に は十 は 放置自転車禁止 分 注意すること。 区域 内 で あ る た \emptyset 敷 地 لح 道 路 لح \mathcal{O} 境 界 付 近 \sim
- 工 する 当該 など渋 施 う対策を行うこと。 設 \sim 滞 \mathcal{O} 緩和 入出庫する車両 対策を行うこと。 周辺道路に \mathcal{O} 影 響 渋 12 滞 ょ が り 発 生する 周 辺 道 場合 路 が は 渋 滞 誘 すること 導員を配 \mathcal{O}
- オ ま 関 係車 周 辺道路 両 (工事 に 車 違法駐車 両や搬入車両等)の な 11 こと。 円 滑 な 交通 \mathcal{O} 安全を確保すること。
- (7) 防犯に関すること

和光市防犯計画の「事業者の取組」を遵守すること。

8 教育に関すること

ア 子供 た ち \mathcal{O} い じ \otimes や非行 防止、健全育成等につい て、学校や教育委員会、

警 察等関係 関 لح \mathcal{O} 連携に 以下 \mathcal{O} 方法で協力すること。

- 啓発、 施設 子 内及び施設近隣に 供 が 安心 して過ごすことができる環境づくり お ける子供の見守りや非行 • に 犯 罪 努めること。 \mathcal{O} 未然防 止 と
- 立ち入り 学 校 や関係 等に つい 機関等で、 て協力すること。 駅周辺の街頭補導活動を行う場合は、 ピ ル 内 \mathcal{O}
- 関係機関に対 1 じめ や非行問題行動を発見した場合 情報を提供すること。 は、 学校 や教育委員会、 警 察

1 設けた を解決 会に開か 学校 したり、 では、子供たちの と考えてい れた教育課程」 丰 ヤ る。 リア 力を伸ばすために、 が 教育の視点から、 重要となり、 子供たちが、 具体的な体験活動をする機会を 社会との 連携や協働に 他者と協働し ょ て問題 る

す 学習を実施 る社 そ のため、 会科見学を実施したり、 している。 小学校では、 市内 中学校では、 \mathcal{O} 様子を学習するため 職業観を育 É むため 様 Þ な 施設 職業体 を訪 問

入 れを検討すること。 \sum_{i} れら 0) 学習に関し て学校 いからの 要望が あっ た場合、 可 能な範囲で受け

一縦覧期間

令和四年七月二十六日から令和四年八月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター